



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1206	道路の供用開始	(道路保全課).....	1
1207	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	1
1208	〃	( 〃 ).....	2
1209	〃	( 〃 ).....	3
1210	〃	( 〃 ).....	3
1211	〃	( 〃 ).....	4

### ○ 監査公表

監査公表第17号	.....	5
----------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1206号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海南市阪井字脇田1467番4地先から同市木津字水落206番1地先まで

供用開始の期日 平成29年9月26日

### 和歌山県告示第1207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

八幡谷（1-201-1-035-1）、八幡谷（1-201-1-035-2）、布施屋東谷（1-201-1-049）、布施屋西谷（1-201-1-050）、正光寺谷（1-201-1-051）、山田谷（1-201-1-052）、歓喜寺東谷（1-201-1-053）、歓喜寺南谷（1-201-1-054）、元亨寺裏谷（1-201-1-055）、和佐関戸谷（1-201-2-019）、高積神社谷（1-201-2-020）、禰宜北谷（1-201-2-021）、禰宜中谷（1-201-2-022）、禰宜西谷（1-201-2-025）、

大池谷(1-201-2-026)、和佐中東谷(1-201-2-027)、和佐中西谷(1-201-2-028)、金池谷(1-201-3-008)、弘西谷(1-201-2-008)、下和佐(Ⅱ-2075)、下和佐(2)(Ⅱ-30054)、北野(4)(Ⅱ-30062)、北野(3)(Ⅱ-30061)、北野(2)(Ⅰ-30039)、北野(1)(Ⅰ-30038)、上野(1)(Ⅰ-30040)、上野(2)(Ⅱ-30059)、上野(3)(Ⅱ-30060)、和佐関戸(Ⅰ-3600)、禰宜(1)(Ⅱ-2078)、禰宜(2)(Ⅱ-2079)、弘西(Ⅰ-3426)、弘西(2)(Ⅰ-3589)、府中(1)(Ⅱ-2039)、弘西(3)(Ⅱ-30068)、府中(2)(Ⅱ-30069)、府中(3)(Ⅱ-30070)、府中(4)(Ⅱ-30071)、府中(5)(Ⅱ-30072)、府中(6)(Ⅱ-30073)、府中(7)(Ⅱ-30074)、府中(8)(Ⅱ-30075)、府中(9)(Ⅰ-30042)、府中(10)(Ⅱ-30076)、府中(11)(Ⅱ-30077)、和佐関戸(1)(Ⅱ-30078)、禰宜(3)(Ⅱ-30079)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

直川谷4(1-201-1-034)、皿池谷(1-201-2-024)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第1208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

湯舟1(5-382-1-083-1)、湯舟2(5-382-1-083-2)、東裏川右支溪(5-382-1-084)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設

部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

古屋川右支溪（5-390-1-052）、切目川左支溪（5-390-2-159）、切目川左支溪（5-390-2-160）、切目川左支溪（5-390-2-162-1）、切目川左支溪（5-390-2-162-2）、切目川右支溪（5-390-1-030）、切目川右支溪（5-390-1-031）、切目川右支溪（5-390-2-097）、切目川左支溪（5-390-2-158）、古屋（Ⅰ-1238）、古屋（Ⅰ-1239）、古屋1（Ⅱ-5179）、古屋2（Ⅱ-5181）、古屋3（Ⅱ-5182）、古屋4（Ⅱ-5188）、古屋5（Ⅱ-5194）、古屋6（Ⅲ-2789）、古屋7（Ⅲ-2791）、古屋8（Ⅲ-2793）、上角（Ⅰ-1240）、宮の前（Ⅰ-1241）、宮ノ前2（Ⅰ-4105）、宮ノ前（Ⅱ-5193）、宮ノ前1（Ⅲ-2790）、宮ノ前6（Ⅲ-2794）、宮ノ前3（Ⅲ-2795）、宮ノ前4（Ⅲ-2798）、宮ノ前（101）（Ⅱ-50309）

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 土砂災害警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

##### (2) 土砂災害警戒区域の名称

古屋川右支溪（5-390-2-161）

##### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

太刀ヶ谷1(6-401-1-007)、太刀ヶ谷2(6-401-1-008-1)、太刀ヶ谷2(6-401-1-008-2)、太刀ヶ谷3(6-401-1-009)、太刀ヶ谷4(6-401-1-010)、太刀ヶ谷5(6-401-1-011)、古賀浦(6-401-1-012)、大浦2(6-401-1-014)、瀬戸1(6-401-1-016)、巖辺2(6-401-1-018)、巖辺3(6-401-1-019)、湯崎2(6-401-1-021)、湯崎4(6-401-1-023)、大浦4(6-401-2-010-2)、天狗谷7(6-401-3-005)、天狗谷8(6-401-3-006)、横浦2(6-401-3-007)、緑光台2(6-401-3-010)、芝(6-401-1-046)、葛原1(6-401-1-047)、葛原2(6-401-1-048)、下垣内(6-401-1-050)、庄川口1(6-401-2-034)、庄川口2(6-401-2-035)、瓜生1(6-401-2-036)、瓜生2(6-401-2-037)、庄川(6-401-2-038)、瓜生3(6-401-2-039)、瓜生4(6-401-2-040)、瓜生5(6-401-2-041)、大浦西谷(I-1529)、大浦3(I-1532)、湯崎2(I-1552)、湯崎3(I-1553)、湯崎(I-1554)、湯崎4(I-1556)、湯崎(I-4290)、湯崎千畳敷(I-4291)、湯崎6(I-4292)、湯崎7(I-4293)、湯崎8(I-4294)、湯崎101(I-60606)、湯崎9(II-5814)、東白浜太刀ヶ谷1(II-5815)、東白浜太刀ヶ谷2(II-5816)、東白浜太刀ヶ谷3(II-5817)、東白浜太刀ヶ谷5(II-5818)、東白浜太刀ヶ谷6(II-5819)、湯崎三段1(II-5851)、湯崎平草原(II-5853)、湯崎三段3(II-5854)、湯崎三段9(III-3271)、阪田1(I-1525)、綱(I-1526)、東白浜(綱不知)(I-1528)、大浦2(I-1530)、大浦西谷(I-1533)、立ヶ谷1(I-1534)、立ヶ谷2(I-1535)、立ヶ谷(I-1536)、寒サ浦1(I-1537)、寒サ浦2(I-1538)、天狗谷(I-1539)、元田(I-1548)、瀬戸4(I-1549)、瀬戸5(I-1550)、湯崎1(I-1551)、瀬戸臨海2(I-4287)、瀬戸臨海3(I-4288)、白浜2(I-4289)、東白浜太刀ヶ谷4(I-4295)、瀬戸臨海1(II-5812)、白浜1(II-5813)、堅田藤島1(II-5828)、堅田藤島4(II-5829)、堅田藤島2(II-5830)、阪田(II-6609)、瀬戸1(III-3241)、瀬戸2(III-3242)、瀬戸3(III-3243)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

横浦1(6-401-2-009)、大浦4(6-401-2-010-1)、平草原(6-401-3-009)、湯崎(I-1555)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

和深川右支溪(7-406-1-026)、和深川小右支(7-406-2-041)、和深川右支溪(7-406-2-042)、和深川小右支(7-406-2-043)、和深川小左支(7-406-2-052)、和深川小左支(7-406-2-053)、口和深(I-1676)、口和深小黒ミ谷(I-1677)、口和深(I-1678)、口和深(3)(I-1679)、口和深(201)(II-7001)、口和深(202)(II-7124)、口和深(203)(II-7125)、口和深(204)(II-7126)、口和深(205)(II-7127)、和深川(202)(II-7129)、口和深(206)(II-7142)、口和深(207)(II-7143)、口和深(208)(II-7144)、口和深(209)(II-7145)、口和深(210)(II-7146)、口和深(211)(II-7147)、口和深(212)(II-7148)、口和深(213)(II-7149)、口和深(214)(II-7150)、口和深(215)(II-7151)、口和深(216)(II-7152)、口和深(217)(II-7153)、口和深(218)(II-7154)、口和深(219)(II-7155)、口和深(220)(II-7156)、口和深(221)(II-7157)、口和深(222)(II-7158)、口和深(223)(II-7159)、口和深(224)(II-7160)、口和深(225)(II-7161)、口和深(226)(II-7162)、口和深(227)(II-7163)、口和深(228)(II-7164)、口和深(229)(II-7165)、口和深(230)(II-7166)、口和深(231)(II-7167)、口和深(232)(II-7168)、口和深(233)(II-7169)、口和深(234)(II-7170)、口和深(235)(II-7171)、口和深(236)(II-7172)、口和深(237)(II-7173)、口和深(238)(II-7174)、口和深(239)(II-7175)、口和深(240)(II-7176)、口和深(241)(II-7177)、口和深(242)(II-7178)、口和深(243)(II-7179)、口和深(244)(II-7180)、口和深(245)(II-7181)、口和深(246)(II-7182)、口和深(247)(II-7183)、口和深(248)(II-7184)、口和深(249)(II-7185)、口和深(250)(II-7186)、口和深(251)(II-7187)、口和深(252)(II-7188)、口和深(253)(II-7189)、口和深(254)(II-7190)、口和深(255)(II-7191)、口和深(256)(II-7192)、口和深(257)(II-7193)、口和深(258)(II-7194)、口和深(259)(II-7195)、口和深(260)(II-7196)、口和深(261)(II-7197)、口和深(262)(II-7198)、口和深(263)(II-7199)、口和深(264)(II-7200)、口和深(102)(II-70201)、口和深(103)(II-70202)、口和深(104)(II-70203)、口和深(105)(II-70204)、口和深(106)(II-70205)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小家元谷(7-406-1-027)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

監 査 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成29年8月23日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年9月19日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 尾 崎 要 二  
 和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

### 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	平成29年8月23日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	〃

### 2 監査の結果

#### (1) 指摘事項

なし

#### (2) 注意事項

##### ア 公益財団法人和歌山県農業公社

就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約801万円であり、前年度末に比し約39万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

##### イ 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成28年度末の借入金残高は、約130億4,800万円と前年度末に比し約7,900万円増加している。

今後とも、全国の動向を注視しながら、適切な債務管理に努められたい。

##### ウ 和歌山県土地開発公社

公社保有土地について、平成28年度において依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。

併せて、調停に代わる決定（平成15年11月25日和歌山地方裁判所）に基づき、借入金の計画的な返済に努められたい。

#### (3) 検討事項

なし

#### (4) 上記以外の事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。